

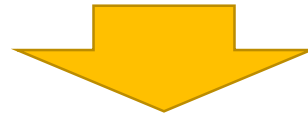
令和5年度
第1回三重県地域医療対策協議会
令和5年7月14日

参考資料2

三重大学医学部地域枠における診療科指定について（報告）

三重大学への要請

令和4年12月12日に開催された地域医療対策協議会において、地域枠で指定する診療科を、「救急科、内科、総合診療科、外科」とし、地域枠Bに適用することで協議が整ったため、三重大学医学部に要請を行いました。



三重大学からの回答

令和5年5月17日付け三大医病学第90号により、要請どおり実施する旨の回答がありました。

- ・ 診療科指定を行う診療科：救急科、内科、総合診療科、外科
- ・ 診療科指定を行う入学枠：地域枠B（5名程度）
- ・ 診療科指定を行う時期：令和6年度入学者から

地域医療対策協議会等において、審議を行った経緯は以下のとおりである。

①検討対象とする診療科

- ア 令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計において全国最下位の診療科
→ **麻酔科、形成外科、救急科**
- イ その他、今後の地域医療提供体制の確保に必要な診療科
→ **内科、外科、総合診療科** 等（整形外科、脳神経外科、小児科、産婦人科）

②診療科指定の範囲

- ・文部科学省、厚生労働省の通知に基づく
→ **複数の診療科を提示した上で、入学者を選抜し、卒後、その中から診療科を選択。**

③需給推計の実施

- ・診療科指定の効果が開始されるのは、最短でも10年後（2032年以降）
→ 将来の医師の充足状況を把握するため、①の診療科毎に**需給推計**を実施。

需給推計

- ・**需給推計の結果（2032年以降の見込み）**
 - **以降も充足しない・・・救急科、内科、総合診療科**
 - 既に充足している・・・麻酔科、形成外科、**外科**※1、整形外科、脳神経外科、小児科、産婦人科
- ※1 ただし、**外科**は医師不足地域での需要が高く、地域の救急医療体制も担っている（将来も同様）。

④適用対象の地域枠

入学枠

- ・県全体の医師が不足する状況にあるため、全ての診療科の医師確保にも配慮する必要がある。
 - 現行の診療科指定を行わない地域枠（地域枠A、地域医療枠）は、引き続き必要。
 - 医師不足地域の貢献が期待できる「**地域枠B**※2」に**適用することが妥当。**
- ※2 大学が指定する県内医師不足地域の市町・病院の推薦者から選抜